

古代都城形成史

－王都における条坊制の導入過程－

相原 嘉之

I. はじめに

我が国の古代都市は、平城京・平安京にみられる条坊制都城に代表される。この条坊制都城の成立は、新益京（藤原京）で初めて採用され、その造営開始は天武5年（676）まで遡ることが有力となっている。さらに近年では天武朝の難波京においても、同規格の条坊地割が断片ながらも確認されつつある。しかし、条坊制都城が成立するまでには、飛鳥や近江において、方格地割を伴わない「京」が推定されている。

筆者は、倭京及び近江京の成立過程を、遺跡の動向を中心として検討したことがある。その中でも、直線道路の施工やこれらに直交・平行する道路の設定、方形街区の導入など、段階的な変遷がみられることを推定した（相原 2017ab）。

本稿では、これらの王都における都市構造の変化を整理し、特に、条坊制都城の導入の過程を明らかにすることにより、7世紀の都市構造の変遷を素描することを目的としている。

II. 条坊の定義

我が国の条坊制都城が中国の都市構造の影響を受けた人工的に造られた政治都市であることは、よく知られている。律令国家として、天皇の権威を象徴し、首都としての集住空間を形成するために都城が造られた。ここでは条坊制都城の定義について検討するが、まず「都城」の語義について整理し、その後、新益京（藤原京）以降の都城遺跡やその制度を概観しながら、条坊制都城の実態を整理する。

「都城」とは

岸俊男氏によると、日本の都城は「中国の城郭都市にならって造営された日本古代の都。中央北寄りに宮を置き、その外に条坊制に従って東西・南北に走る道路で区画された街区を設定し、位階などによる等差を設けて官人に宅地を班給する。中国の場合は周囲を城壁で取り囲むが、日本ではそうした羅城はなく、あってもごく一部分で形式的なものであった。また都城内には官設の市が設けられたが、日本の場合は中国のような宗廟と社稷は置かれなかった。」と記されている（岸 1985）。

この「都城」の語が史料に現れるのは、『日本書紀』天武12年（683）12月17日条「凡そ都城・宮室は一処にあらず。必ず両参を造らん。故にまず難波に都せんと欲す。ここをもつて百寮の者、おのおの往きて家地を請え」¹⁾である。また、長岡京造営にあたって、『続日本紀』延暦3年（784）6月10日条「ここにおいて、都城を経始し、宮殿を造作せしむ」とある。いずれも、都城と宮室は対となって記載されているので、都の意味であったことは間違いない。

我が国における条坊制都城

新益京（藤原京） 新益京（藤原京）は持統8年（694）12月6日に遷都した王都である。その造営過程については複雑であり、京城についても諸説あるが、近年では十条十坊の京城が有力視されている（小澤 2003）。

新益京（藤原京）は東西 5.3km、南北 5.3km の正方形（東西十坊・南北十条）の王都で、その中央に東西 927 m、南北 906 m の宮城が配置される。ただし、丘陵部においては条坊街区は施工されていない。王都の中軸線には、宮城中軸から南北に伸びる幅 24 m の朱雀大路が通るが、京城南端における施工の有無など不明な点が多い。京内には東西・南北の大小の路によって方形の条坊区画が形成される。一坊は 1800 小尺で、これを 16 分割して一町としている。この規格は、基本的に以降の都城に継承される。王都の外周には羅城はなく、羅城門も丘陵地にあたることから、設けられなかった可能性が高い。京内には、条坊区画を基準に、京内官衙・寺院のほか、宅地が配置されていた。持統 5 年（691）12 月 8 日条の宅地班給の記事によって、位階に応じた敷地が与えられ、発掘調査でも藤原宮に近い宅地に高位高官が居住していたことが判明している。また、市の位置は特定されていないが、出土木簡によって、藤原宮の北方にあることが推定されている。

平城京 平城京は和銅元年（708）に遷都の詔により、造営が開始され、和銅 3 年（710）3 月 10 日に遷都した王都である。この遷都の理由については諸説が提起されているが、大宝 2 年（702）に 33 年ぶりに派遣され、慶雲元年（704）に帰国した第 7 次遣唐使がもたらした唐長安城の情報が大きいとされている。

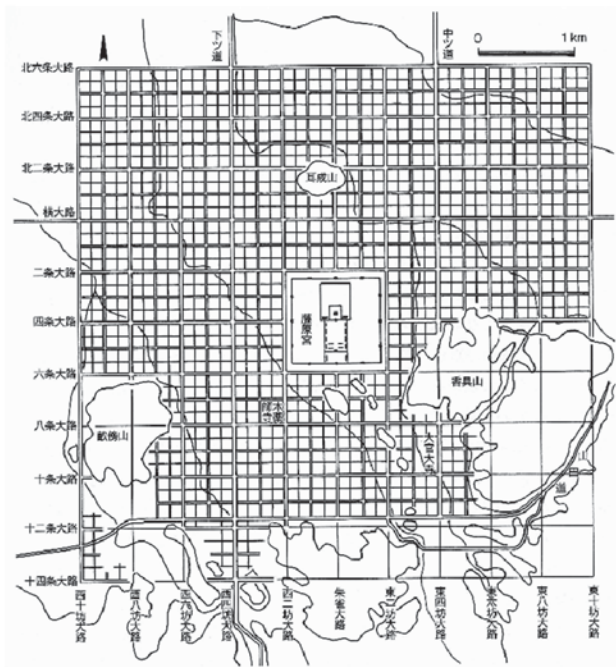
平城京は東西 4.3km、南北 4.8km の長方形（東西八坊・南北九条）の都を基本とし、東に外京（四条×三坊）の張り出しがある。宮城は東西 1013 m、南北 1013 m の方形で、東にやはり東院の張り出しがある。宮城は王都の中央北端で、都の中軸線には、宮城から南北に伸びる幅 74.5 m の朱雀大路が通る。京内には東西・南北の大小の路によって方形の条坊区画が形成され、この区画を基準に京内官衙・寺院のほか宅地が配置されている。班給の記事は残されていないが、五条以北の平城宮に近いところに高位高官の敷地が集中する傾向がみられるので、新益京同様の班給規定があったと考えられる。市については平城宮の南方の八条に東西市が配置されている。羅城は南面のみであり²⁾、朱雀大路の南端に羅城門が設けられている。

平安京 平安京は延暦 13 年（794）10 月 22 日に遷都した王都である。平安京は東西 4.5km、南北 5.2km の長方形の都である。天皇の居所と官衙が集約される宮城は東西 1146 m、南北 1373 m の縦長の長方形である。その位置は王都の中央北端で、都の中軸線には、宮城から南北にのびる幅 84 m の朱雀大路が通り、これを境に左京・右京に分けられる。京内には東西・南北の大小の路によって方形の条坊区画（東西八坊・南北九条）が形成される。その規格はやはり 1800 小尺であるが、平城京のように道路心による分割ではなく、各町の規模はすべて同規模に設定されている。この区画を基準に京内官衙・寺院のほか宅地が配置されている。市については平安宮の南方の七条二坊に東西市が配置されている。羅城は南面のみであるが、他辺については土塁程度のものがあったと考えられる（古代学協会ほか 1994）。

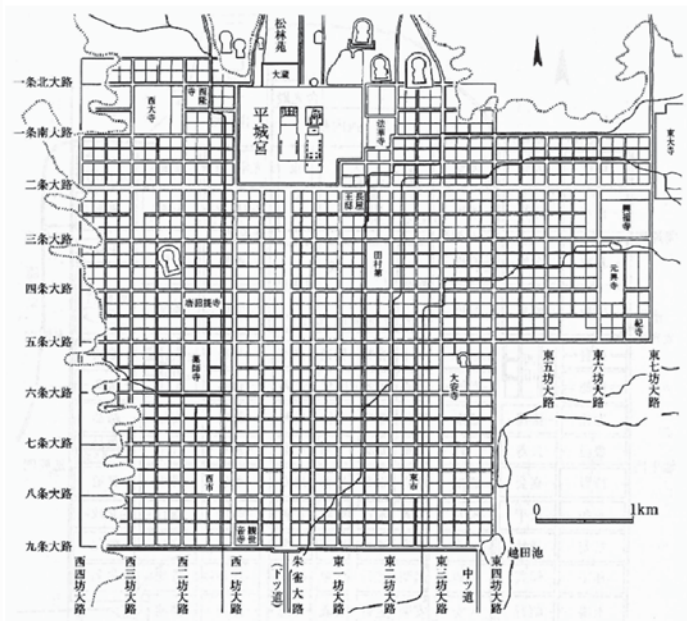
条坊制度の検討

我が国の律令国家の制度は唐の制度を模範としていたことは周知のことである。それは、我が国の養老令（大宝令）が唐令と類似することからも窺われるが、すべてが同じではなく、受け入れ側の選択による点もある（岸 1993a・北村 1992）。ここでは条坊制度及び京の制度について、唐令を意識しながら、その特色について整理する。

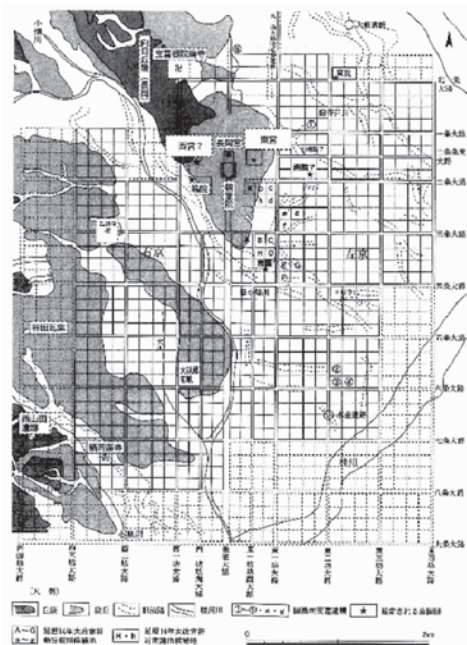
中国都城と形状的な大きな相違点としては羅城の有無がある。我が国の羅城は南面にのみ施設され、朱雀大路の南端に羅城門がある。『延喜式』左京職「京程」条によると「羅城」は「南極大路」の外側にしかない。このことは『続日本紀』天平 19 年（747）に「羅城門」「京城門」



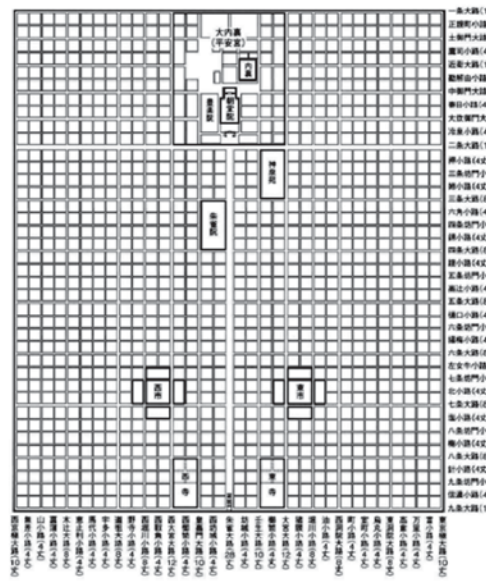
新益京



平城京



長岡京



平安京

第1図 条坊制都城

の名がみられることから、羅城にとりつく門はひとつだけだと推定される。しかし、条坊制都城の内外の境界に羅城はないが、京極大路を隔てて、外部とは明確に区分される。毎年6月と12月に「道饗祭」が「京城四隅道上」で行われる（『令義解』神祇令5季夏条）ことから京極の意識、京の内外の意識は明確であった。同様のことは、喪葬令皇都条に「凡そ皇都及び道路の側近に、並びに埋葬得ず。」とあるように、墳墓についても京内埋葬が禁じられていたことがわかる。

条坊が施工された京は、ひとつの行政組織を構成し、京（京職）・条（坊令）・坊（坊長）からなる支配構造となる。一方、京以外の国では、国（国司）・郡（郡司）・里（里長）からなる構造となっており、我が国では、京と国の二本立ての支配体系になっている。唐の制度では都城の内外を問わず、府・県・郷・里として一元的に統治されているのに対して、日本の都城が特別行政区となっている点は、大きく異なる（岸 1993b・北村 1993）。

都城の条坊の呼称については、「左京〇条〇坊〇坪」のように条と坊によって位置表示がなされた。しかし、このような数字による呼称は、太安万侶墓誌「左京四条四坊」が最古のもので、平城京から使用されていたことがわかるが、新益京（藤原京）では「林坊」「小治町」「軽坊」のように、それぞれの坊に固有の名称が付けられていた³⁾。これは長安・洛陽の坊も固有名詞をもつことと共通する（岸 1987）。

都城には多くの宅地が存在する。その宅地は、新益京では『日本書紀』持統5年12月8日条「詔して曰く、右大臣に宅地四町を賜ふ。直広式より以上には式町。大参より以下には一町。勤より以下無位に至るまでは其の戸口に随はむ。其の上戸には一町、中とには半町、下戸には四分の一とせむ。王等も此に准へよ。」とあり、平城京では班給記事は残されていないが、奈良時代の難波京では天平6年（734）9月13日条「難波京に宅地を班ち給ふ。三位以上には位置町以下、五位以上には班町以下、六位以下には一町を四分せるが一以下。」とある。恭仁京でも、天平13年（741）9月12日条「京都の百姓の宅地を班ち給はしむ。」、保良京では、天平宝字5年（761）正月21日条「保良京に於て諸司の史生已上の宅地を班ち給はしむ。」、平安京では延暦12年（793）9月2日「菅野真道・藤原葛麿等、新京宅地を班給すために遣はす」とあり、天皇が都城内に宅地を与えていたことがわかる。また、位に応じて、宅地の大きさが規定されているが、発掘調査においても大規模宅地から小規模に細分された宅地まで確認されている。宮に近い位置に大規模宅地が占地する傾向が判明しており、宅地の配置・規模によっても、身分の序列が反映されていることがわかる（相原 2017c・近江 2015・竹田 2003）。

宮城の中軸線上には正門である朱雀門があり、ここから羅城門に向けて朱雀大路が伸びる。これは京の中心街路であり、その規模や構造から、儀礼空間ともなっていた。新益京では、『続日本紀』和銅3年（710）正月1日条「隼人・蝦夷ら、亦、列に在り。右將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯、副將軍從五位下小野朝臣馬養ら、皇城門の外、朱雀の路の東西に分頭して、騎兵を陳列し、隼人・蝦夷らを引きて進む。」とあり、に朱雀門外の朱雀大路に騎兵が陳列して隼人・蝦夷を率いて宮城に進行したことが記されている。平城京でも『続日本紀』靈龜元年（715）正月1日条「その儀、朱雀門の左右に鼓吹・騎兵を陳列す。」と記され、朱雀門の左右に鼓吹戸と騎兵が並んでいることがみえる。また、『続日本紀』天平6年（734）2月1日条「天皇、朱雀門に御して歌垣を覽す。」と、朱雀門前で大規模な歌垣が行われていたことがわかる。そして、『続日本紀』宝龜10年（779）4月30日条「唐客京に入る。將軍ら、騎兵二百、蝦夷廿人を率て、京城の門外の三橋に迎接す。」とあり、

外国使節団を迎えるのに、羅城門前で国威を示す儀式が行われていた。この朱雀大路を境として、左京・右京に区分され、左京職・右京職の管轄となっていた。

条坊制都城の定義

新益京（藤原京）以降の都城の概要と、条坊制度からみて、我が国の条坊制都城の基本的要素を抽出すると下記のようにまとめることができる。

- ・都城は、王権の権力を見える形で表した王宮と王都が一体となった政治都市である。
- ・都城は、中国都城を模範としたグリッドプランによって区画した方形の都である。
- ・王宮の中軸線を延長して、王都の朱雀大路とし、都の荘厳と儀礼の空間ともなる。
- ・朱雀大路の南端には羅城門と羅城が敷設される。
- ・1800尺（900尺）の正方形地割を基本とするグリッドプランの中に、各種施設を配置する。
- ・朱雀大路を境に左京と右京に分割し、行政組織上、左右京職によって管理される。
- ・宅地は天皇から、位に応じた宅地規模が班給される。

III. 7世紀の王都に関する都市構造

条坊制を採用する以前の7世紀代の王都としては、飛鳥・藤原地域の他に難波・近江地域がある。ここでは各王都の都市構造について概観する。

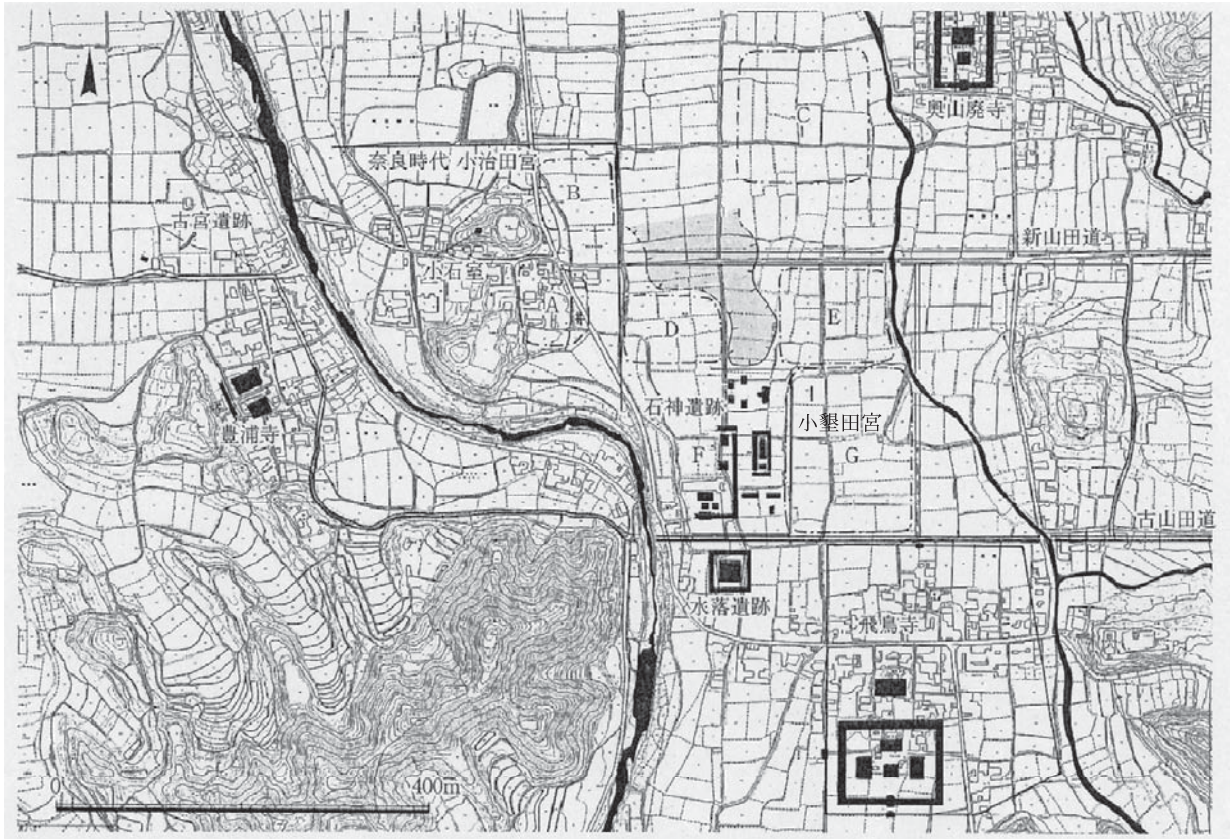
飛鳥地域における都市構造

飛鳥地域の都市構造を概観するために、まず推古朝の小墾田宮に伴う都市景観を概観する。小墾田宮については、従来、明日香村豊浦にある古宮遺跡がその推定地とされていた（奈文研1976）。しかし、昭和62年になって、飛鳥川を隔てた対岸、雷丘東方遺跡で奈良時代の井戸から「小治田宮」墨書土器が複数出土したことにより、ここが奈良時代の小治田宮であったことが確実となった（明日香村1988・相原1999）。あわせて推古朝の小墾田宮についても、ここである可能性が高まっている。しかし、7世紀前半の小墾田宮については、雷丘東方遺跡で7世紀前半の遺構が少ないことや、雷丘上に7世紀前半の横穴式石室墳が築造されること、古山田道が飛鳥寺北辺に推定されること、天武朝の石神遺跡が小墾田兵庫と推定されること、石神遺跡の東隣接地微高地で7世紀前半の正方位の遺構が確認されていることから、筆者は石神遺跡東方で、古山田道に北接する位置に7世紀の小墾田宮を推定している（相原2013）。この時期、飛鳥寺の南方はまだ開発されておらず、東西に通過する古山田道に面した北側に小墾田宮、南側に飛鳥寺が配置されることになる。この時代の幹線道路は、直進性を指向するものの、丘陵や湿地があると、それを迂回するように簡単に路線を変更する構造であった。

一方、7世紀中頃になると、王宮は飛鳥寺の南に継続して建てられるようになり、幹線道路である新山田道から王宮へのルートは飛鳥寺を迂回し、飛鳥宮の東から回り込む経路が考えられる。しかし、幹線道路からは既存施設や河川・丘陵を迂回しながら進むことになり、都市構造としての計画性はみられない。

そこで幹線道路（下ッ道）から直線で王宮に至るルートとして、7世紀後半に幅12mの「飛鳥横大路」を敷設した。これは下ッ道から湿地を造成してまで直線で敷設しており、川原寺・橘寺間を通過、飛鳥川渡ったところで、飛鳥宮に至る。途中「飛鳥横大路」に交差する道路を設置して、川原寺や小山田遺跡、五条野向イ遺跡などへの進入路としている。一方、この道路に面して橘寺などが建ち並ぶ景観となる（相原2017d）。

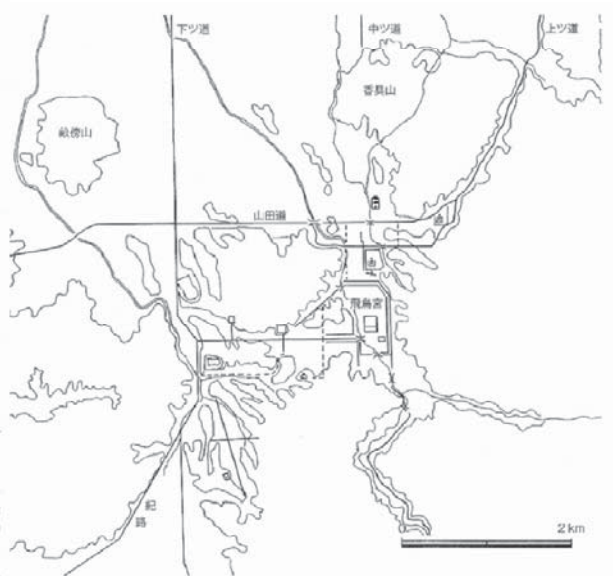
このように飛鳥地域の場合、7世紀前半、中頃、後半において、都市構造が変化しているこ



7世紀初頭の飛鳥

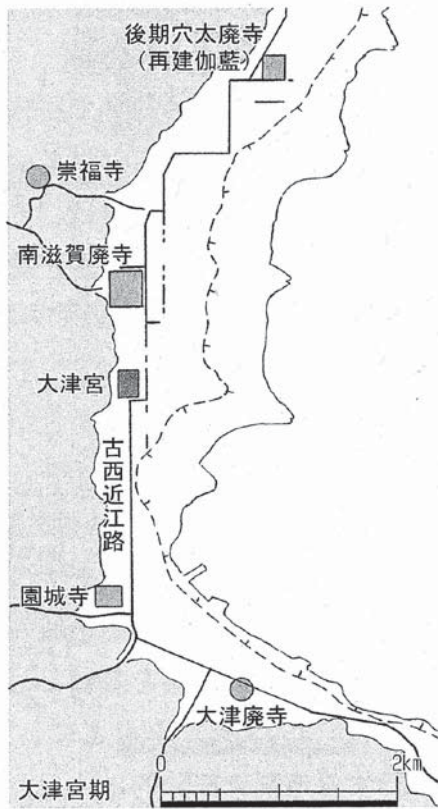


初期難波京

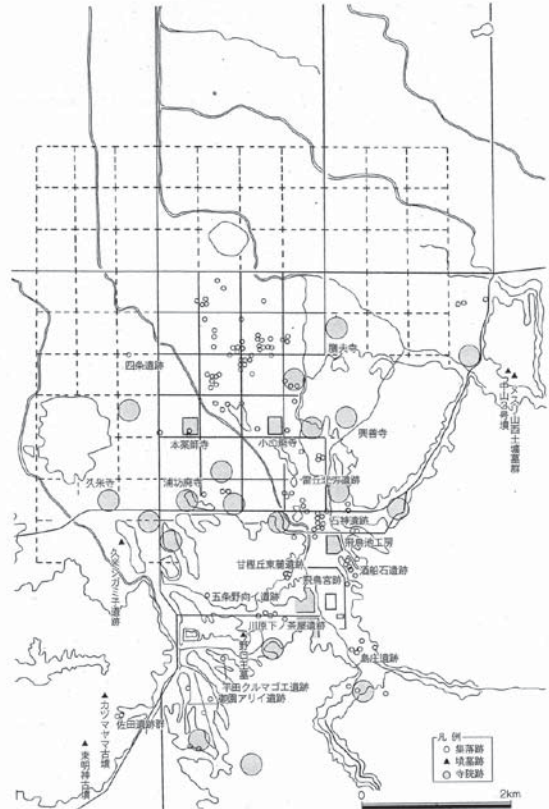


7世紀中頃～後半の飛鳥

第2図 王都の変遷①



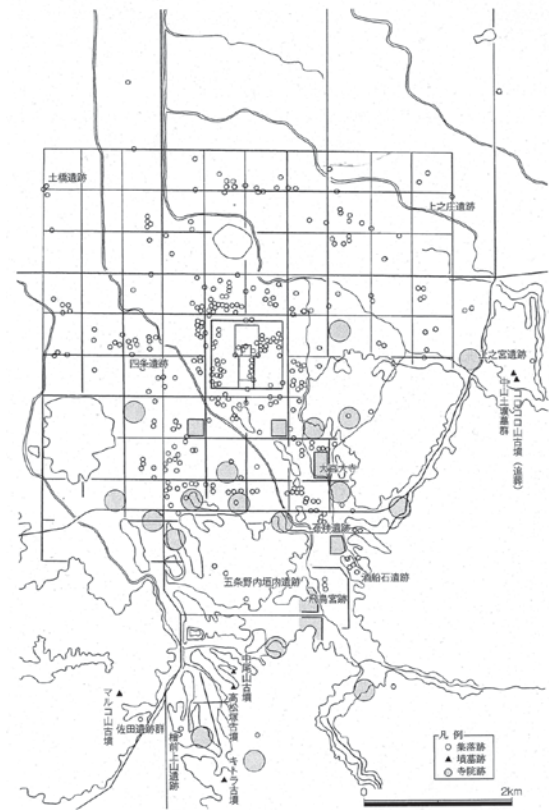
近江京



新城



前期難波京



新益京

第3図 王都の変遷②

とがわかる。これは王都の整備に伴って、道路網や都市骨格が徐々に形成されていったことを意味している。

難波地域における都市構造

難波宮は白雉3年(653)9月に完成した難波長柄豊碕宮と推定されている。発掘調査では、前後2時期の王宮遺構が確認されており、前期難波宮跡は孝徳～天武朝、後期難波宮跡は奈良時代の聖武朝造営の難波宮であることが確認されつつある。一方、難波宮に伴う難波京については、これまで様々な京域案が提示されてきた⁴⁾が、近年では積山洋氏が考古学的成果を踏まえて、精力的に復元作業を継続している。積山氏は難波京を大きく3時期に区分し、初期難波京は孝徳朝～天武朝前半、前期難波京は天武朝後半～聖武朝初期、後期難波京は聖武朝～桓武朝にあたるとした。ここでは積山氏の研究成果に導かれながら、初期及び前期難波京について概観する。

初期難波京は、大化元年(645)から造営計画が始まり、白雉3年(953)9月には、おおよそ完成したと考えられる前期難波宮に伴う京である。難波宮の宮城大垣は西辺及び南辺・北辺が確認されているが、東辺は未確認である。現在は東西約640～650m、南北約650mと推定されている。この「朱雀門」南西に長方形の地割が復元できる。南北掘立柱塀は、宮城西面大垣の南の延長に一致し、中軸線から1057尺(308.5m)の位置にあたる。さらにこの塀の6.8mには南北溝があり、ここまでは1080尺(315.3m)となる。一方、東西塀は朱雀門から南へ720尺(210.3m)にあたり、この区画の東西・南北の比が3:2となる。このような東西に長い長方形地割は、唐長安城の宮城東西の里坊にもみられ、その比率は約3:2であることと共通する。このことは前期難波宮の王宮が唐長安城の影響を受けていることと共通する。長方形街区の設置範囲は、南面大垣から500m南まで7世紀中頃の整地が認められ、建物も一部で確認されていることから、南北3区画までは可能である。

このように初期難波京は、王宮の東西を空閑地としつつ、牛馬解体や皮革生産・金属器生産工房が点在し、王宮南方の平坦地に官人等の長方形街区を置いたと推定されている。

しかし、初期難波京の造営も王宮の造営と一連に進められたと思われるが、白雉4年(653)には飛鳥へ還都することから、造営は頓挫あるいは進捗は遅くなると思われる。よって、果たしてどこまで完成されていたかは明確ではない。最大でも東西2街区、南北3街区が京域として意識されており、その範囲内の中央に「朱雀大路」⁵⁾が設置していたとする。しかし、実際には一方所の方格地割が復元できるにすぎず、特に、東街区には東西の谷筋が入り、未完であった可能性が高いと考えられる(積山2013b・2016)。

続いて、前期難波京は、天武12年(683)12月条「凡そ都城宮室は一処に非ず、必ず兩参造らむ。故、先ず難波を都とせむと欲す。百寮は各往きて家地を請え。」に対応するものである。その規格は藤原京や平城京などと共通する900尺あるいは450尺規格の正方位の溝が確認されている。まだ、確認されている調査地点は少ないものの、調査成果からは、朱雀大路の東2区画、西4区画、難波宮朱雀門から南へ11区画までの上町台地上は復元できる。ただし先にも記したように、上町台地上にはいくつもの谷が入っており、復元される範囲全域に条坊地割が貫徹されていたわけではない。特に、朱雀大路東側は未施工の場所が多く、さらに四天王寺隣接地においても、天武朝の斜行する方位の遺構がみられる。

これらのことから、前期難波京は初期難波京とは異なる理念で、藤原京や平城京と同規格の条坊が施工された。しかし、朱鳥元年(686)正月条「難波の大蔵省にて失火し、宮室悉く焚けぬ。」

によると、難波宮が焼失してしまった。このことは、発掘調査でも確認されている。さらに同年9月には、天武天皇が崩御。難波京の中核施設と推進者を喪失したことにより、難波京の造営も中断したことが推定される（積山 2013c）。

近江地域における都市構造

近江南部地域では大津宮遷都までに、穴太・滋賀里・南滋賀地区には大壁建物や掘立柱建物の集落が展開しており、山麓には古墳群が形成されている。そして、穴太・南滋賀・三井地区には、すでに寺院が建立されていた。これに対して、錦織地区はそれまで積極的な開発はみられなかった地区であり、天智天皇はここに王宮である大津宮を配置したのである。

この地域には古西近江路が、急峻な山間部と琵琶湖に挟まれた狭小な地域を南北に通過している。この古西近江路こそ、この地域の骨格となっているのである。天智6年（667）の近江遷都に伴って、錦織地区に大津宮が占地する。これは古西近江路を中軸として配置し、古西近江路は大津宮の南門前で、東へ迂回して北上する。また、穴太廃寺もほぼ同位置で正方位に再建される。そして、450大尺の規格で屈曲する古西近江路を基軸として、これに直交あるいは平行する地割を施工した。しかし、この地割は、湖汀線が現在よりも内陸に推定されることから、広範囲な施工は行えず、発掘調査でも古西近江路の周辺のわずかな範囲で施工されたにすぎないと考えられる。また当該期の遺構密度は極めて低く、どれほど居住していたかは不明である。

このような中、これまで比較的広範囲な居住可能地域ではあるが、調査が進んでいないのが、三井地区から現大津市街地である。一部、大津宮期の遺構が確認されつつあるので、今後、この地域での調査によって、近江京の実像に迫ることができると思われる。

このように、近江京は矩形の範囲に、条坊や統一的な方格地割を施工したものではなく、古西近江路の規格である450大尺の地割が、古道両側に部分的に施工されていたにすぎない構造であった。この地割の内外に王宮（大津宮）と穴太廃寺・崇福寺・南滋賀廃寺・園城寺・大津廃寺・膳所廃寺の寺院や、史料にみられる「濱臺」「庠序」「淡海之第」「漏剋」などが配置されたのであろう。しかし、考古学的にはこれらの京内施設については、未だ解明されていないので、王都の充実度については、今後の課題である（相原 2018）。

藤原地域における都市構造

新益京（藤原京）は我が国で最初に条坊制を取り入れた都城であるが、その造営過程は複雑で、天武5年（676）に新城の造営がはじまるのが、文献史料と発掘成果からわかっている。そして、最終的には十条十坊の正方形の京城と、その中心に王宮を配置する計画であった。ただし、天武5年の新城造営が直接新益京（藤原京）と結びつくかは意見が分かれており、筆者は天武5年の新城造営段階では、飛鳥の北西の古道に囲まれた範囲に、整然とした方形街区を施工したもので、この段階の王宮は飛鳥浄御原宮であると推定している。その根拠は、藤原宮内だけでなく、本薬師寺においても、下層に先行条坊及び宅地が造られていることと、後に藤原宮が造営されるにもかかわらず、先行する宅地が形成されていること。新城の方形街区内においては、後の藤原宮との位置関係による宅地の優劣がみられないことによる。そして、天武10年頃に、この方形街区を拡大整備して十条十坊の京城と、中央に王宮（藤原宮）を配置する条坊制都城の計画・施工をはじめたと推定している（相原 2017a）。

このように理解すると、天武朝前半には飛鳥を中心としながらも、その北西の広大な土地に、条坊規格の方形街区の新市街地が施工される。それは横大路・下ッ道が基準となっており、結果的にどこまで施工されたかは明確ではないが、古道に囲まれた範囲と推定される。

一方、天武10年頃を境に、天武の新政策が次々と動き出し、新城造営の再開も史料上この頃である。発掘成果からも、藤原宮の造営は造営運河や出土瓦の分析から、この頃に求められ、大藤原京城の造営開始も、天武末年からと推定される（相原2017e）。

このように、藤原地域では、当初飛鳥の新市街地として条坊規格の方形街区が施工され、天武10年頃に、この新城（方形街区）を拡大整備し、『周礼』にならった新益京（十条十坊）の王都と藤原宮の王宮が配置された。

IV. 新益京（藤原京）と『周礼』「考工記」

先にみたように新益京（藤原京）の構造は、平城京以降の都城と大きく異なる点がある。それは、正方形の王都と、その中央に配置された王宮の存在である。平城京以降の都城が縦長方形で、王都の北端に王宮を配置することとは大きく異なる。すでに指摘されているように、新益京（藤原京）の造営には『周礼』考工記の影響により造られた都と考えられているが、その内容と完全には一致するわけではない。そこでまず、『周礼』考工記の内容について整理しておこう。

『周礼』「考工記」の理解

『周礼』にみられる諸制度は周公旦が作りだしたものとされているが、その成立時期については、いくつかの見解があり特定されてはいない。ただし、その編纂について、現行本に近い形の『周礼』の成立は、秦漢時代とするのが有力である。この『周礼』は西晋や北朝においても重視され、北魏では国策決定上の重要な指標ともなっていた。北周も『周礼』を指向した宮室を造営しており、唐の則天武后も『周礼』にみられるような周制を尊重した制度改革を行っている。また、唐の玄宗が『大唐六典』を編纂したのも、理想とされる周制に擬せるためともいわれている。このように『周礼』にみえる周制は、中国において理想的な政治制度として、大きな影響を与えたとされている（豊田2007・布野2015）。

『周礼』「考工記」の匠人营国条

「匠人營國、方九里、旁三門。國中九經九緯。經塗九軌。

左祖右社、面朝後市。市朝一夫。」

（匠人國を營むに、方九里、旁ごとに三門あり。國の中は九經九緯。經塗は九軌なり。

祖を左にし、社を右にし。朝に面にし市を後にする。市朝は一夫）

さて、『周礼』考工記の匠人营国条のうち、都城に関する内容は、主に前文のわずか32文字である（本田1979）。この『周礼』は正文⁶⁾だけでなく、南北朝から隋唐時代にかけて、経と注は一体で流通していた。その中で鄭玄の注が最も有力な注であり、『隋書』経籍志によると、鄭玄の注のみが使われ、他のものは散亡していたという。つまり、遣隋使・遣唐使と共に中国に渡った留学生は、鄭玄の注によって『周礼』や『周制』を学んだ可能性が高いと考えられている。また、経注本のさらに詳細な解釈を加えた義疏学が広まる。特に7世紀中頃には、賈公彦が勅命によって、鄭玄の注に依拠してそれまでの時代のいくつかの義疏を基本に『周礼注疏』を編纂した。これが7世紀後半の中国における正当派の『周礼』の解釈であったとみられている（豊田2007・外村2009）。

「匠人營國、方九里、旁三門」

〔鄭注〕營謂丈尺其大小、天子十二門通十二子

〔賈疏〕「匠人」至「三門」。釋曰、按典命云「上公九命、國家、宮室、車旗、衣服、禮儀以九為節」。侯伯子男已下、皆依命數。鄭云「國家謂城方、公之城蓋方九里、侯伯七里、子男五里」。并文王有聲詩箋差之、天子當十二里。此云九里者、按下文有夏殷、則此九里通異代也。鄭異義駁或云「周亦九里城」、則公七里、侯伯五里、子男三里不取典命等注。由鄭兩解、故義有異也。疏備在典命也。注「營謂」至「二子」。釋曰云、丈尺、據高下而言。云大小、據遠近而說也。云「天子十二門、以通十二子」者、按孝經援神契云、天子即政、置三公、九卿、二十七大夫、八十一元士、慎文命下各十二子。如是、甲乙丙丁之屬十日為母、子丑寅卯等十二辰為子、故王城面各三門、以通十二子也。

「國中九經九緯、經塗九軌」

〔鄭注〕國中城內也。經緯謂塗也。經緯之塗、皆容方九軌、軌謂轍廣。乘車六尺六寸、旁如七寸凡八尺、是謂轍廣九軌、積七十二尺、則此塗十二步也。旁加七寸者、幅內二寸半、幅廣三寸半、綆三分寸之二、金轄之間三分寸之一。塗音塗、綆方穎反。轄胡瞎反。

〔賈疏〕注「國中」至「之一」。釋曰言、「九經九緯」者、南北之道為經、東西之道為緯。王城面有三門、門有三塗、男子由右、女子由左、車從中央。鄭云「旁加七寸者、幅內二寸半」者、計轍在幅內九寸有餘、今言「幅內有二寸半」者、不加興下覆轍者也。

「左祖右社、面朝後市」

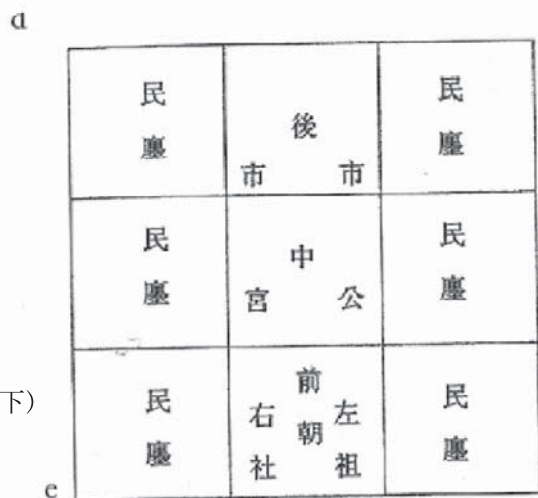
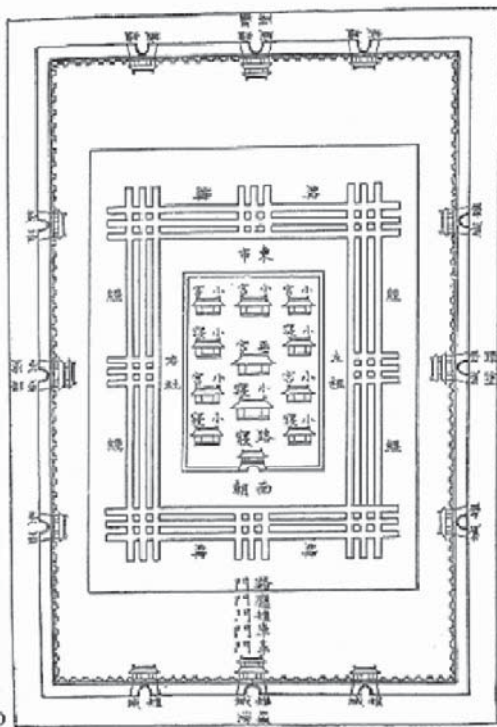
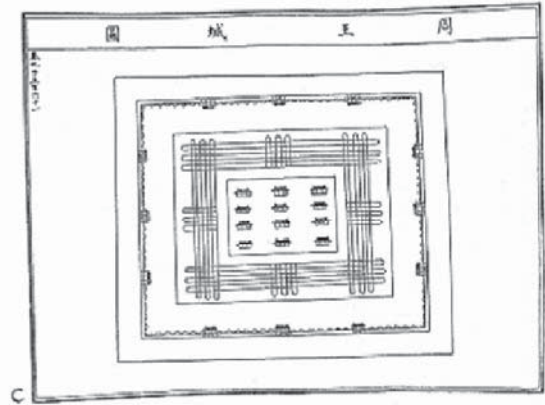
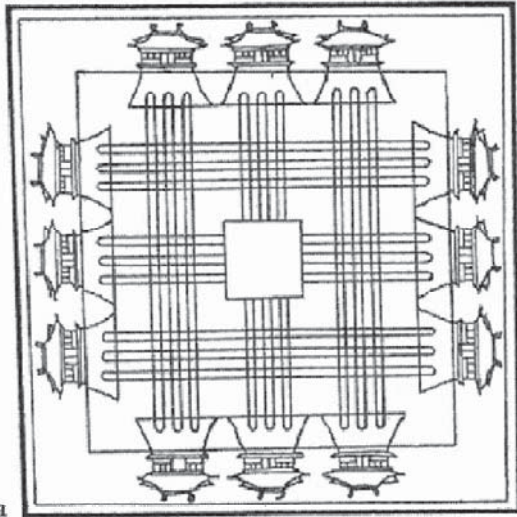
〔鄭注〕王宮所居也。祖、宗廟、面猶鄉也。王宮當中經之塗也。鄉許亮反。

〔賈疏〕注王宮至塗也。釋曰、言「王宮所居也」者、謂經左右前後者、據王宮所居處中而言之、故云王宮所居也。云「王宮當中經之塗也」者、按祭義注云「周尚左」。桓二、年取郜大鼎、納於大廟。何休云「質家右宗廟、尚親親。文家左宗廟、尚尊尊」。義與此合。按劉向別錄云「路寢在北〔明〕堂之西、社稷宗廟在路寢之西」。又云「左明堂辟雍、右宗廟社稷」。皆不與禮合、鄭皆不從之矣。

那波利貞氏はここに記された『周礼』の都市設計思想について、鄭注・賈疏も参考に考察し、以下の6点の原則を整理した。

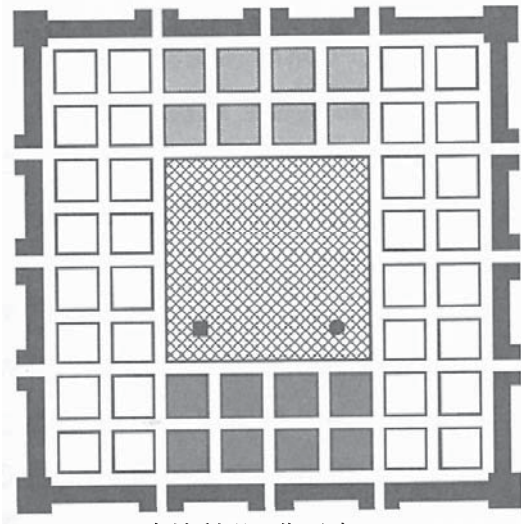
- (1) 首都都城の各門に三門ずつ合計12門を設け、この十二門を連結して、都城疆域を碁盤目式に九等分するように幹線道路を確定すること。
- (2) 宮闕区域を、その都城疆域を九等分した中央の区に位置させること。
- (3) 宮闕区域の南方前面の都城内の区には民家の存在を許さないこと。
- (4) 宮闕区域の南半部を朝廷の所在域とし、その北半部を宮城の所在域とし、宮闕区域外の都城内北部、宮闕区域外直北の区を市の存在地とすること。
- (5) 宮闕区域外の東方に宗廟、西方に社稷壇の位置をとるか、あるいは宗廟の位置を宮闕正門前より直南に通ずる御道の東方にとり、社稷壇の位置を御道の西方にとるか、いずれの場合においても左祖右社となるようにすること。
- (6) 碁盤目式に九等分に区画した各区のうち、宮闕区域外の都城内東西に位置する東の三区、西の三区、計六区の地域を民家存在区域とすること。

これらを要約すれば、「前朝後市」「左祖右社」「中央宮闕」「左右民塵」となり、北京城までの首都建設計画の基本としたが、唐長安城のように、宮城を中央北端に置き、後市の慣例に背き、宮城の前面にも民塵（民家）を置くのを許す反伝統的型式があることも論証した（那波

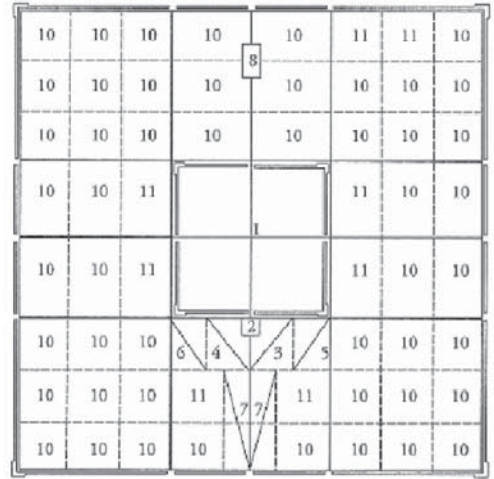


宋·聶崇義『三礼圖』「周王城圖」(左上)
 『元河南志』「周王城圖」(左下)
 『永樂大典』卷9561(『河南志』集落)(右上)
 清·戴震『考工記圖』(右中)
 『欽定礼義疏』付録『禮器圖』「朝市廛里圖」(右下)

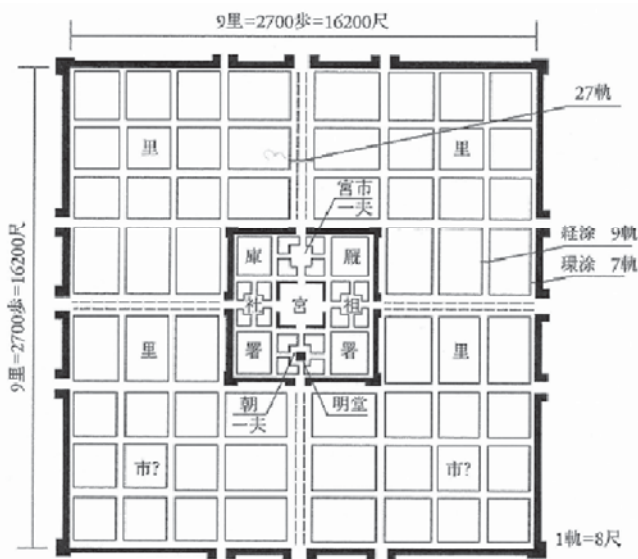
第4圖 『周礼』王城圖



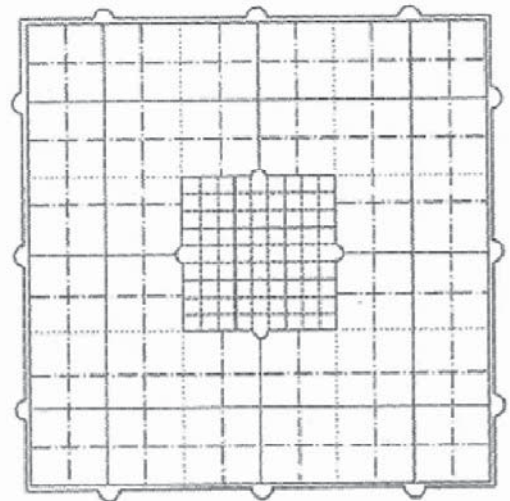
応地利明 復元案



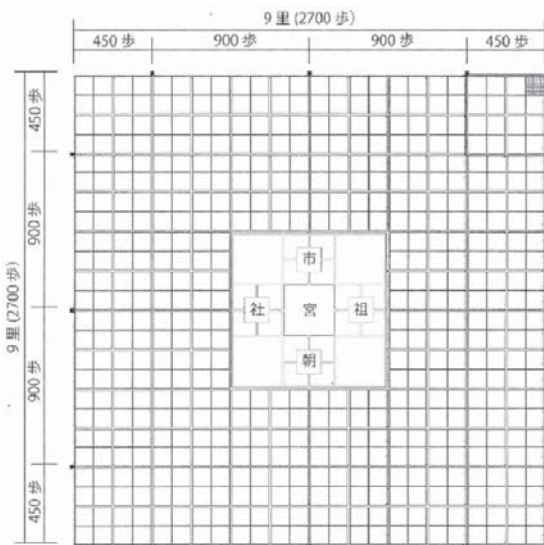
賀業鋸 復元案



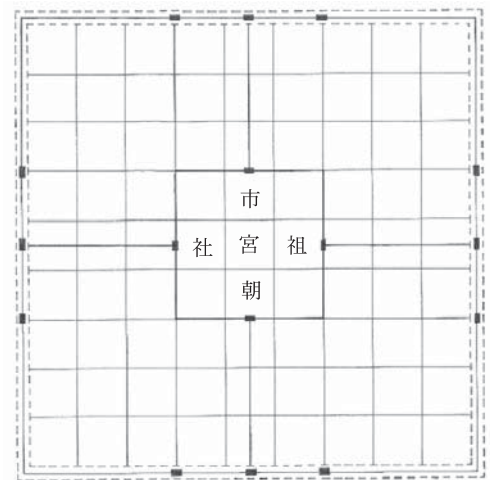
王世仁 復元案



張蓉 復元案



布野修司 復元案



相原嘉之 復元案

第5図 『周礼』都城モデル復元案

1930)。

那波氏のこれらの指摘は極めて重要であり、今なお都城制研究に大きな影響を及ぼしている。ただし、このうち(2)(6)の区画割りについては、各辺に三門ずつあり、これを基準に道路を通すと、16分割になるという指摘が、礪波護・村田治郎氏からされている(礪波 1976・村田 1981)。さらに礪波氏は、これら注釈書を参考にすると「一辺9里の正方形で、側面にはそれぞれ三つずつの門を開く。城内には南北と東西に9条ずつの街路を交差させ、その道幅は車の轍(8尺)の9倍とする。中央に天子のいる宮闕の左つまり東に祖先の霊をまつる祖廟をおき、右つまり西には土地の神をまつる社稷をおく。前方つまり南には朝廷を、後方つまり北には市場をおき、その市場と朝廷はともに一夫つまり百歩平方の面積を占める。」ことになるとする(礪波 1987)。

一方、村田治郎氏は、『周礼』冬官考工記はそれほど大きな影響力を与えたものではなく、明代以降の元・大都や現在の北京が唯一とする。宮城は中央ではなく、北に置くのが中国古来からの風習とみた(村田 1981)。しかし、村元健一氏は隋唐までの中国都城をみると、『周礼』考工記と同じ構造の都城はなく、あくまでも参照すべきという認識はあっても、絶対に厳守しなければならないほど強い規制力をもったものではなく、いわば努力目標であったとする(村元 2017)。

これらに対して、「宮」「城」「郭」の三重構成と、中国における都城の概念を検討したのは豊田裕章氏である。豊田氏は、中国の王都の変遷を概観する中で、前漢長安城から南朝の建康城までは、「宮」の区域、「城」の区域、「郭」の区域という三重の空間構造をとることを指摘し、都城の概念が隋代から唐代初頭を過渡期として、宮を内包する城の区域の内部(内城に相当する)のみをその範囲とするものから、やがて郭の区域(外郭域)までを含めるようなものへと段階的に変化するとした⁷⁾。そして、藤原京の造営された時代は、まさにこの過渡期にあたりとし、『周礼』の影響は条坊域の京ではなく、藤原宮に対応させるべきであると説く(豊田 1998・2008)。

『周礼』「考工記」の諸解釈

『周礼』の僅かな記述から都城モデルを図化するのは困難である。ここでは布野修司氏の整理に沿って概観する(布野 2015)。これまでに図示されたものでは宋・聶崇義の『三礼図』「周王城図」が最も古い。他に『元河南志』「周王城図」、『永楽大典』巻9561(『河南志』所収)、清・載震『考工記図』、『欽定礼記義疏』付図『禮器図』「朝市塵里図」がある。これらの特徴は、各辺の門から伸びる三車線の道路が三本ずつあることである。つまり「九經九緯、經塗九軌」を三車線道路として、4×4スクエアを復元しており、必ずしも縦横9本の道路とは理解されていなかったことである。これが『周礼』都城モデルとされてきた。

しかし、ここでの課題は「方九里」であることである。「9」という数字が理念的なものの可能性もあるが、九里四方が実数とすると、里単位で全体を9×9スクエアとするのが自然であるが、「旁三門」「九經九緯」との整合性が難しい。城壁沿いの「環塗」を含めるかにもよるが、9×9スクエアでは八經八緯(環塗含めず)か十經十緯(環塗含める)となる。

一方、「九經九緯」を重視すると、こちらも環塗を含めるか含めないかによって、10×10スクエア、あるいは8×8スクエアとなるが、一区画の0.9里・1.125里と整数値にならない。つまり「方九里」「旁三門」「九經九緯」を一里区画の均等割では整合性がとれないのである。王地利明氏の復元は8×8スクエアとなっている(応地 2011)。これが『周礼』から確実な図

面化できない理由である。

これを解消するために賀業鉅氏は、まず方九里を一里ごと9×9スクエアに区分した。さらに王宮の各辺中央に主門を設けることから、中央の区画のみ2分割(1.5里)とした(賀1985)。王世仁氏も同様の復元をしている(王2001)。また、張蓉氏は「方九里」(3×3)と「旁三門」(4×4)を重視し、公倍数である12×12スクエアとした(張蓉2010)。

これらの研究史と復元案を踏まえて布野修司氏は、「方九里」から一里四方のグリッドを想定し、さらに「旁三門」ということで、「方三里」に3×3に分割した上で、それぞれの分割単位の中央に門を設ける。これによって12×12分割を想定する。「九經九緯」に環塗に含めず、それぞれの門から3本の経塗・緯塗を通すことにより、「九經九緯」とした(布野2015)。

しかし、このような極めて複雑な計算をしなくても、以下のように復元(第5図)するのが妥当と考える。「方九里」を「九經九緯」するために、まず一里単位の9分割する。このとき環塗は、「経塗九軌、環塗七軌、野塗五軌」と城壁内外の道路幅についてもわざわざ記していることから、環塗は経塗には含めない。そして、王宮中心道路にあたる東西・南北道路を追加(1/2里)する。これにより「方九里」に「九經九緯」を設定する。「旁三門」は羅城の各辺を3分した位置に設けるとともに、中心にも設定する。中央の3里四方を王宮とする。この中央に「宮」、東に「宗廟」、西に「社稷」、南に「朝」、北に「市」を配置する(祖・社・朝・市は王宮外の可能性もある)。このとき王宮の各辺の道路との交点に宮城門があった可能性が高いと考える。

藤原宮・新益京にみる『周礼』「考工記」の影響

新益京の京城は、考古学調査によって、十条十坊の京城が有力とされ、平城京以降の都城との違いから、新益京造営の背景に、『周礼』が影響していることが指摘されている(小澤2003)。ただし、その影響の有無を含め、さらにそれが新益京に反映されているのか、藤原宮に反映されているのかは、見解が分かれている。

まず、『周礼』の影響がない、もしくは大きくないという見解は外村中氏や応地利明氏によって示されている。『周礼』考工記の匠人营国条の正文だけをみれば、共通点もみられるが、当時の唐の正当派の理解による鄭注・賈疏の内容と比較すると、不一致な点が多いとする。京城が正方形で、宮が中央に位置するのは、『周礼』でなくとも説明がつく。また、王城の各辺に三門あり、東西・南北の道は9本ではなく3本で、各3条の道とすることは、藤原京とは一致しない。また、政治の場が南にあるのは、南面する立地の関係からみて自然であり、市が北にあるのも、道路・水運の位置関係からとみることもできる。なお、王城十二門を宮域とみれば、宮城門と一致するが、『賈疏』では王城内に民居があるとあり、藤原宮内にはない。このように、藤原京の構造は、必ずしも『周礼』の影響を受けたとは言いきれず、『周礼』を参照せずとも説明可能な点が多いとする。そして、当時の日本が中国の都を模倣することでしか都城を形成し得なかったとするならば、なぜ鄭注・賈疏の内容と異なる都を造営したのかを説明する必要があるとする(外村2009・応地2011)。

一方、小澤毅氏は、新益京の京城を十条十坊の正方形に復元し、藤原宮がその中央に位置することを指摘した。これは『周礼』考工記匠人营国条の記述を彷彿させるものとする。都城の理想型として、正方形の都城の中央に王宮をおき、その前面に政治の場、後方に市を設けること、南北と東西に9本ずつの大路を交差させることなどが記されている。藤原京の場合、中央に宮をおくこと、出土木簡から、市は宮の北方にあることが推定されており⁸⁾、京極を除いて縦横9本ずつの大路が通ることなどは、偶然では片付けられないとする。しかも接する時期の

中国都城に直接モデルがみられないことから、『周礼』の理想型の都城を採用したとした。その背景には、遣唐使の派遣が止まっていたことから、中国都城の情報不足も大きく関係していたとする（小澤 2003）。中村太一氏もほぼ同じ指摘をしているが、「方九里」で「國中九經九緯」を復元するのは、現実的には困難を伴うことなど、不採用項目についても指摘をしている（中村 1996）。

これら条坊域まで含めた京全体構造が『周礼』の影響を受けているのに対して、豊田氏は藤原宮とした。豊田氏は「旁三門」について、「鄭注」では「天子十二門」と解釈しており、天子の王城には十二門が開かれているとする。さらに「賈疏」では「故王城面各三門」というように、王城の各面には三門が配置されているとある。また、「國中九經九緯、経塗九軌」について「鄭注」では、「國中城内也、経緯謂塗也」と解釈しており、つまり、「國中」とは狭義の國、王城の内部のことで、「経緯」とは塗（街路）のこととする。さらに「賈疏」では「釋曰言、「九經九緯」者、南北之道為經、東西之道為緯。王城面有三門、門有三塗、男子由右、女子由左、車從中央。」という解釈を示している。

つまり、新益京が造営された当時の有力な解釈であった『周礼』『鄭注』『賈疏』では、王城の各面に三門ずつの門があり、それぞれ門ごとに扉があり、一つの門から三つの街路が内側に向かって伸びているとした。このような解釈を図像として表現した最古のものに、北宋初に編纂された聶崇義の撰する『三礼図』所載の王城図がある。そして、このような点を藤原京と比較すると、藤原京よりも藤原宮に一致する点が多いとする。そして、藤原宮を『周礼』の「王城（國）」に相当するとみなせば、その外にある条坊域については「郭」となり、都城の域外に広がる近郊であって、しかも都市域であるとする。藤原宮が当時、都城と同義語の「京城」と呼ばれたことを窺わせる史料として、『続日本紀』慶雲3年（706）3月14日条「京城の内外に多く穢臭有り」に対して、兵部省や五衛府の官人を派遣するとするが、「京城」を条坊域とすると、「京城」の内は良いが、外の取り締まりに兵部省や五衛府の官人を派遣するのは不自然であるので、「京城」は藤原宮のこととする。そしてこの様相は、隋代を過渡期として唐初までに変化する以前の古い都城概念に合致するとみる（豊田 2007）。

新益京の造営と『周礼』『考工記』

上記のように、新益京の造営にあたり、『周礼』の影響の有無については、見解が分かれており、さらに、それが京城・宮域のいずれに反映されているかも検討を要する。

『周礼』正文の内容について、すべてが一致するものではなく、特に、鄭注・賈疏の内容とは、新益京（藤原京）の構造と異なる点も多いことは指摘できる。しかし、平城京以降の都城と大きく異なり、新益京は王宮を中心におき、市を北方に配置することなどは『周礼』正文と一致し、すべてが一致しないまでも、共通点があることは、『周礼』の影響がまったく無かったとは考えがたい。

では、『周礼』を藤原宮に影響を及ぼした理解はどうであろう。藤原宮はほぼ中央には「宮」である内裏を配置し、その南には「朝」である朝堂院が配置されている。藤原宮は大垣によって囲まれており、各辺には宮城門が3門ずつの計12門設けられ、その門には3つずつの扉がある。このことは藤原宮が『周礼』の「都城」に該当するように思われる。豊田氏は、藤原京は、唐初までに変化する以前の古い都城概念に合致するとみる。

しかし、藤原宮には宮と官衙しか配置されておらず、宮内に住宅地や市・寺院などは配置されておらず、宮城を古い概念の「城」の区画とはいえない。藤原京は古い概念でなく、新しい

概念の範疇に含まれるとみるべきである。藤原宮内には、ほぼ中央に宮である内裏があり、その南に朝である朝堂院があることは、隋唐の長安城の「宮」「皇城」が南北に配置される構造と類似するとみられ、唐長安城の影響も少なからず受けている。これは前期難波宮が唐長安城の影響を大きく受けているという指摘があることと（中尾 1995・積山 2013d）、難波宮と藤原宮の類似点の多さからも窺うことができる。

一方、京城に影響しているとなると、条坊域には京極大路を除いて南北・東西に9条の大路が交差しているが、条坊の京極大路は直線的で、矩形の形状をする。これらの形状は唐長安城と共通するものであるが、条坊域を囲む羅城はなく、これに取り付く城門もみられない。京極大路を境界に外側は条里水田地域となっており、景観的にも都市域とは異なっていた。さらに条坊域は京職の管理下であり、やはり京極大路の外側が国の管理下であったことと、制度的にも明確に区分されていたことは、隋以前の都城とは異なる点である。なお、「方九里」「左祖右社」⁹⁾についてはいずれもみられない。新益京の構造に『周礼』を採用するにあたり、すべてを採用するのではなく、選択があったとすべきである。

では、なぜ『周礼』を採用したのであろうか。当時は遣唐使が中断されていた時期ではあるが、新羅との交流も盛んであり、唐長安城の情報が皆無であったとは思えない。当然、王宮・王都の詳細な図面などの入手は困難であろうが、宮城が都城の北端にあり、そこから朱雀大路が伸びることくらいはわかる。にもかかわらず、宮城を中央におく配置を採用した。『周礼』正文と完全に一致するわけではないが、いくつかの点で一致することは、『周礼』の影響を無視することはできない。鄭注・賈疏に準拠していないという指摘もあるが、これらの情報がどこまでもたらされていたか、そして、その内容のどこまでを受容したかが問題である。

ここで『周礼』を採用した背景を探るためには、唐長安城の影響を多大に受けているとされる平城京¹⁰⁾との違いを見ることにより検討してみる。新益京と平城京の違いは、宮城の位置・朱雀門・朱雀大路・羅城門に端的に違いが表れている。藤原宮の朱雀門は他の宮城門と規模・構造が同じであり、南面正門としての特段の違いはみられない。また、朱雀大路の規模（24 m）も他の大路（16 m）よりも規模の上でわずかに大きい程度で、隔絶した違いとまではいえない。さらに、新益京南部においては、朱雀大路が施工されていなかったことも指摘されている（林部 2004）。また、羅城門や南面羅城についても丘陵部にかかる立地からみて、その存在は否定的である。これに対して、平城京では、朱雀門が他の宮城門と比較して格上であること、朱雀大路は3.8kmの距離と幅が74 mであり、二番目に広い道路幅をもつ二条大路と比較しても2倍の違いがあること。平城京南面には羅城及び羅城門がある。この違いは京南面中軸線上の儀礼空間の有無によるとする（古内 2017）。新益京では朱雀大路は儀礼空間としての幅や長さを持たず、羅城門がないことは羅城門から朱雀大路・朱雀門への導線が確立されていないことを意味し、朱雀門が他の宮城門と同規模であることも、藤原宮の正面性の欠如を意味している。つまり、羅城門から朱雀大路、朱雀門そして、宮城への外国使節団を迎え入れる装置や儀式空間ではなかったのである。新益京（藤原京）が正方形の京城の中央に宮城を配置することは、天皇を頂点とした世界観を王都に反映させたものとみることが可能であろう¹¹⁾。そして、これが中国都城の理想とされた『周礼』正文とも一致することから、この都城モデルの一部を新益京（藤原京）に採用したと考える。その過程で、羅城や京城門、宗廟・社稷については採用せず、鄭注・賈疏についても十二分には参照しなかったと理解する。

V. 総括－王都における条坊制の導入過程－

本稿では、7世紀の条坊制の導入前の王都と導入直後の王都について整理した。ここでは7世紀の王都における都市構造の変遷を時系列的に素描し、条坊制度の導入の過程と画期、位置づけを明記することによりまとめとしたい。

王都の都市構造の変遷

7世紀の王都としては、推古朝の飛鳥から始まる。7世紀初頭の**推古朝の飛鳥**は、王宮である小墾田宮と飛鳥寺が、ほぼ古山田道を挟んで対峙した位置に配置された。むしろ古山田道に面して施設が配置されたとみるべきであり、豪族の邸宅などはそれぞれの支配拠点に分散しており、集約されてはいない。7世紀中頃の**皇極朝の飛鳥**になると、飛鳥宮が飛鳥寺の南方に造営されたことにより、幹線道路から既存施設を迂回して王宮に向かう必要が生じる。山田道からは、飛鳥寺の西から南へ回りこみ、飛鳥宮の東を南下することになる。施設や地形に左右され、必ずしも正方位ではなく、道路にも計画性はみられない。そして大化年間、都は難波へと遷った。難波長柄豊碕宮に伴う**孝徳朝の初期難波京**では、王宮の南西、朱雀大路の西で東西900大尺(315.3m)、南北600大尺(210.3m)の長方形区画が復元できる。区画西面塀は王宮の西面大垣の延長にあたり、王宮と一体的に計画されたと推定される。理念上、朱雀大路の両側に南北最大3区画想定されるが、実際は谷筋がいくつも入り、地形的に形成されたのは南西部のみであった。朱雀大路もこの範囲内であったと推定される。**斉明朝の飛鳥**では、王宮の周囲に苑池や迎賓館、漏刻、祭祀場、寺院など、様々な施設が造営され、都市的景観が形成されていく。さらに飛鳥宮へ下ッ道から直線の道路(飛鳥横大路)が計画される。それまでは幹線道路を基本に王宮が配置されるが、飛鳥の都市計画において初めて計画的に施工された直線道路と、これに直交する道路を設け、そこに施設を配置する事例がみられることである。この直交する道路は区画道路ではなく、施設への進入路となっている。**天智朝の近江京**は、急峻な山間部と琵琶湖に挟まれた狭小な地域を南北に通過する古西近江路を基軸として形成される。大津宮は古道を中軸線として配置されるが、450大尺の規格で屈曲しており、この規格で一部に直交あるいは平行する地割がみられる。しかし、地形的な制約もあり、方格子地割とはなっておらず、邸宅等の施設は未解明である。**天武朝初期の藤原地域**では、古道に囲まれた範囲に450小尺規格の方形街区が形成され、「新城」と呼ばれる。しかし、この時期、まだ王宮は飛鳥浄御原宮であり、方形街区は新市街地として計画されたとみられる。天武10年頃には、新城の規格を十条十坊に拡大整備し、中心に王宮を配置する**新益京**が計画、施工をはじめめる。この王都が条坊制都城としてはじめて造られた王都である。これとほぼ同じ頃、**天武朝の前期難波京**が形成される。それは、初期難波京の規格とは異なり、新城同様の450尺規格の区画に変化する。北端に難波宮を置いた都城は、平城京以降の都城と共通する。しかし、朱鳥元年(686)に難波宮が焼失し、天武天皇が崩御すると前期難波京は未完に終わり、奈良時代の後期難波京へと引き継がれることになる。

王都の質的变化と画期

このような王都の変遷を経て、条坊制が導入されているが、ここではその質的な変化と画期をみておきたい。

推古朝においては幹線道路に面して王宮と寺院を配置する。しかし、豪族の邸宅等は沿線には造られるものの、分散的・広域的で計画性はまだみられない。整然とした王宮が寺院の隣接地にある程度で、都市の様相はみられない。次の**舒明・皇極朝**においては、王宮の位置は飛

鳥寺の南方に固定されるが、やはり邸宅や寺院と一体的ではない。これに対して、**孝徳朝難波京**は整然とした王宮と周辺の平坦面に長方形街区を設定する。「朱雀大路」も短いながらも設定されていた。しかし、宅地を班給するものではなく、その範囲も狭く、「朱雀大路」も、「朱雀門」前の儀礼空間が広場としての性格しかなかった。**斉明朝の飛鳥**では、王宮周辺に様々な施設が配置されている。しかし、これらはいずれも公共施設であり、邸宅は中山間部に建てられるようになる。そして、王宮への直線幹線道路として「飛鳥横大路」が敷設され、都市的な様相がみられるようになるが、都市計画的なものではない。**天智朝近江京**は幹線道路を基軸として一部に450大尺の方形街区を形成するが、ごく一部であり、整然としたものではない。王宮南面中央の古道が「朱雀大路」ともなっている。**天武朝の新城**は飛鳥の北西に設定された900尺規格の新市街地である。しかし、王宮は飛鳥であり、宅地の班給も制度的にはまだ行われない。おそらく天武12年(683)12月条の状況であろう。しかし、**天武朝後半から持統朝**には、新城を拡大整備し、藤原宮を中心に置く『周礼』の影響を受けた十条十坊の新益京が計画施工される。制度的にも宅地班給(持統5年12月8日条)が行われており、名実的に条坊制都城となる。この造営にわずかに遅れて、**天武朝難波京**は王宮を北端に置き、朱雀大路を置く900尺規格の条坊制都城である。ただし、宅地の班給は制度的に行われず、天武12年(683)12月条「百寮は各往きて家地を請え。」とあるように、宅地班給ではない。

このように条坊制都城としては形態的にも、制度的にも新益京においてはじめて成立した。しかし、ここまでの7世紀代の王都をみると、条坊の採用に向けての画期がいくつかみられる。まず大きな画期としては孝徳朝難波京である。難波宮は方形の王宮と軸線をもち、その王宮と一体となった計画的な長方形街区を設けた。短いながらも「朱雀大路」があることは、条坊規格の相違や班給制度の未施行、王都莊嚴のための都城という意味では、まだ条坊制都城とはいえないが、その芽生えであることは間違いない。これは前期難波宮に唐長安城の影響が指摘されており、長方形街区もその影響とみられている。唐の先進的な王都形態を模倣した可能性が考えられる。斉明朝には、諸施設の設置など王都莊嚴に力をいれているが、条坊制は採用していない。飛鳥の王宮・王都は、唐指向から百済指向に戻ったことが考えられるが、都市的景観(充実)は現れはじめる。近江京では古西近江路を基軸に一定の規格での一部方形街区を形成するが、これが次の「新城」方形街区形成への布石となっている。しかし、新城では条坊規格(1800小尺)の方形街区が形成されるものの、あくまでも新市街地であり、王宮と一体的・計画的なものではなく、制度的にも未確立である。これを拡大整備し、王宮を配置したものが新益京であり、『周礼』や中華思想の影響を大きく受けて造営された。

このように孝徳朝難波京が大きな画期であり、その後、斉明朝には都市的景観は見られるが、「新城」の形成が最終的な布石となったと考える。そして条坊制都城である「新益京」が成立するのである。

しかし、新益京と次の平城京とは、決定的な違いがある。それは新益京の王宮が都城の中央にあるのに対して、平城京は王宮が都城の北端にある点である。これ以外の相違点については、都城形態及び制度の進化に伴うものといえる。新益京が中央宮闕をとるのは、天武が天皇を頂点とした中央集権国家を王都に反映したもので、中華の王都思想や『周礼』の影響があったことは、すでにみた通りである。平城京が北闕型に変更されるのは、大宝度の遣唐使によってもたらされた唐長安城の情報であったことは間違いない。新益京が王宮を中心として、同心円状に配置したことに対して、平城京は唐長安城を規範とした儀礼装置として、羅城門・朱雀大路・

朱雀門・大極殿という南北軸の儀礼装置を導入したのである。このことが平城京遷都の大きな理由のひとつである。

いずれにしても、王都における条坊制度の導入には、段階的な経過と、唐との交流における文化の受容があったことがわかる。その中で、我が国の実情に合わせて、受容の選択があったのである。我が国の条坊制都城の成立に、東アジアとの交流が影響していることが改めて判明する。

本稿を成すにあたっては、小澤毅・木下正史・積山洋・村元健一・竹田政敬・寺崎保広・豊田裕章・吉村武彦の各氏をはじめ、多くの方々よりご教示・ご指導をいただいた。ここに記して感謝の意を表します。
(平成 30 年 1 月 28 日稿了)

註

- 1) 『日本書紀』『続日本紀』の書き下し文は岩波書店の『日本古典文学大系 日本書紀』及び『新日本古典文学大系 続日本紀』による。
- 2) 井上和人氏は南辺だけでなく、平城京の全周に羅城が囲む可能性を推定している(井上 2004)。
- 3) 藤原京においては「軽坊」「小治町」など固有名詞で呼ばれていたと考えられていたが、市大樹氏は「四坊」木簡の出土から、大宝令制定以降は数詞による呼称も併用されていたとする(市 2010)。
- 4) これまでの難波京の復元案については積山 2013a に詳しい。
- 5) 積山洋氏は難波宮の正門を「宮南門」、そこから南へ延びる中軸線道路を「難波宮南門大路」と呼称するが、ここでは一般的な表現として「朱雀門」「朱雀大路」と呼称することにする。
- 6) 中国学の通例にもとづき、原典にあたる文章を「正文」、後漢の鄭玄が記した注釈を「鄭注」、その両者について唐の賈公彦が記した注釈を「賈疏」とする。
- 7) 前漢の長安城では、未央宮・長樂宮などの宮の区域があり、その周囲の城壁に 12 門が配置された城の区域、さらに外側に郭と呼ばれる居住区域が広がっていた。城壁に囲まれた城の区域内には宮や官署や特定の人々の住宅地があり、未央宮の北に市がある。これに対して城外の郭の区域は、居住空間が広がっているものの、城外であり、墳墓も築かれる近郊的な区域として、都城の付随的な場所であった。
後漢から西晋の洛陽城では、北宮・南宮などの宮の区域と倉庫・官署・市や住宅が建ち、これらを囲む城壁には 12 の門が設けられている。各門の開口部はいずれも 3 つである。城壁の外には郭の区域を窺わせる史料もあるが、実態は不明。よって、後漢から西晋の洛陽城も 12 門をもつ城壁に囲まれた内城的な性格を有する洛陽が都城であり、その城外に広がる郭の区域は都城に含まれない付随的な区域といえる。
北魏の洛陽城では、内城に宮とともに官署や寺院である永寧寺や住宅地が混在している。これらを囲む城壁には 12 門が設けられていたが、さらに増設され、計 13 門となる。内城の外には広大な郭の区域が広がり、一般住宅のみならず、皇族や高級官僚の邸宅街や寺院・市が設けられていた。この郭の区域にも残存幅 6 ~ 13 m の郭壁がある。よって、北魏の洛陽城も門をもつ城壁に囲まれた内城のみならずその外側の郭の区域も都とはみなされていたと考えられる。ただし、『魏書』卷 114、積老志の神龜元年(518)の任城王澄の上奏文に「故都城制云、城内唯擬一永寧寺地、郭内唯擬尼寺一所、餘悉城郭之外」(故の都城の制に云う、城内は唯一永寧寺の地を擬し、郭内には唯尼寺一所を擬す、餘は悉く城郭の外とす)とあり、城内に寺は永寧寺だけであったことがわかる。よって、郭の区域は都城の概念には含まれていなかったことになる。
南朝の建康城では、宮の区域と官署、皇族や庶民の住宅がある。これらを囲む城壁には 6 門が設けられていた。この外側には広大な居住区域が広がっており、「郭」と呼ばれていた。この郭の区域の周囲には「籬門」と呼ばれる簡素な構造の門が随所に設けられ土塁や植栽のようなもので外部地域と画されていたと推定されている。
隋の大興城では、構造上の大きな変化が現れる。宮の区域である「宮城」と、城の区域である「皇城」が入り子状態でなく、南北に連結された構造となる。さらに、それまで内城には宮と住宅が混在していたのが、隋の文帝は皇城の内部を官署のみの区域とした。そして、宮城(宮の区域)と皇城(城の区域)から住宅地区が排除されたことにより、その外部にある郭

の区域のみが唯一の住宅地区となった。また、それまで不整形であった郭の外郭ラインが直線的となり、そこに12門を設けている。これは『周礼』の「旁三門」を反映されていると考えられ、郭の区域までを王城である都城とみなすようになった。唐の長安城も玄宗の改元26年(738)に完成した『大唐六典』では宮城(宮の区域)・皇城(城の区域)のみだけでなく、郭の区域まで含めて都城と同義語である京城と見なしている。また、郭の南面正門である明德門を京城門と称したことなどから、都城(京城)の範囲は郭の区域まで広がっていることがわかる。長安城の朱雀大路東が万年県、西が長安県の管理下になっているのは郭の名残である。

- 8) 藤原宮木簡「□於市口遺糸九十斤 蝮王 猪使門」が藤原宮北面中門近くの土坑から出土している(奈文研1978)。
- 9) 「左祖右社」について、前期難波宮の東西八角殿院がその可能性があることを豊田1998で指摘している。
- 10) 平城京の形制については唐長安城を参考にしていると井上和人氏は説く。まず共通点としては長安城の南東にある曲江池が、平城京の越田池に一致する。長安城北側の西内苑と平城宮北側の松林苑が一致、第一次大極殿院は大明宮含元殿を参考にされているなど、共通点が多い。さらに長安城朱雀大路幅(150m)の1/2が平城京朱雀大路幅であり、平城京は長安城を1/2の大きさにして、90度回転させた規模と正確に一致する(井上2008)。
- 11) 天皇を頂点とする思想は、中国の中華思想に習った小中華思想として、我が国の中でも形成をしていたと考える。これは齊明朝において、飛鳥寺西地域で蝦夷・隼人等に対して服属儀礼を行っていることから裏付けられる。齊明朝においては飛鳥寺西地域がこの思想の中心の場所「天下の中心」であったが、新益京(藤原京)においては、大極殿が中心となった(相原2014)。

参考・引用文献

- 相原嘉之 1999 「小治田宮の土器－雷丘東方遺跡出土土器の再検討－」
『瓦衣千年 森郁夫先生還暦記念論文集』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 相原嘉之 2013 「飛鳥寺北方域の開発－7世紀前半の小墾田を中心として－」『橿原考古学研究所論集 第16号』八木書店
- 相原嘉之 2014 「飛鳥寺西の歴史の変遷－飛鳥における『天下の中心』の創造－」『万葉古代学研究会年報 第12号』奈良県立万葉文化館
- 相原嘉之 2017a 「倭京の実像－飛鳥地域における京の成立過程－」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 相原嘉之 2017b 「近江京論の再検討－7世紀における近江南部地域の諸相－」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 相原嘉之 2017c 「宅地空間の利用形態－掘立柱建物の統計的分析を通じて－」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 相原嘉之 2017d 「飛鳥地域の道路体系の復元－都市景観復元に向けての一試論－」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 相原嘉之 2017e 「新益京造営試論－藤原宮・京の造営過程－」『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 相原嘉之 2018 「近江京の都市構造の復元－古西近江路を基軸とした地割－」『条里制・古代都市研究 第33号』条里制・古代都市研究会
- 明日香村教育委員会 1988 『雷丘東方遺跡 第3次発掘調査概報』
- 市 大樹 2010 「藤原宮の構造・展開と木簡」『飛鳥藤原木簡の研究』
- 井上和人 2004 「藤原京・平城京の実像」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社
- 井上和人 2008 「古代都城建設の実像－藤原京と平城京の史的意義を問う－」
『日本古代都城制の研究－藤原京・平城京の史的意義－』吉川弘文館
- 近江俊秀 2015 「平城京の宅地班給と居住者」『古代都城の造営と都市計画』吉川弘文館
- 応地利明 2011 『都城の系譜』京都大学学術出版会
- 小澤 毅 2003 「古代都市『藤原京』の成立」『日本古代宮都構造の研究』青木書店
- 賀 業鋸 1985 『考工記宮国制度研究』中国建築工業出版社
- 岸 俊男 1985 「都城(日本)」『大百科事典』平凡社
- 岸 俊男 1987 「日本都城制総論」『日本の古代9 都城の生態』中央公論社
- 岸 俊男 1993a 「日本における『京』の成立」『日本古代宮都の研究』岩波書店
- 岸 俊男 1993b 「日本の宮都と中国の都城」『日本古代宮都の研究』岩波書店
- 北村優季 1992 「日唐都城比較制度試論」『中国礼法と日本律令制』東方書店

- 北村優季 1993 「条坊の論理－日本古代都市論覚書－」『日本律令論集 上巻』吉川弘文館
- 國下多美樹 2013 『長岡京の歴史考古学研究』吉川弘文館
- 古代学協会・古代学研究所 1994 『平安京提要』角川書店
- 積山 洋 2013a 「難波京研究史」『古代の都城と東アジア』清文堂
- 積山 洋 2013b 「初期難波京の造営」『古代の都城と東アジア』清文堂
- 積山 洋 2013c 「前期難波京の造営」『古代の都城と東アジア』清文堂
- 積山 洋 2013d 「大極殿の成立と前期難波宮内裏前殿」『古代の都城と東アジア』清文堂
- 積山 洋 2016 「初期難波京の造営理念をめぐって」
『難波・飛鳥・京都の歴史遺産の発掘と活用 成果報告集』関西大学 難波・飛鳥・京都の歴史遺産の発掘と活用グループ
- 外村 中 2009 「賈公彦『周禮疏』と藤原京について」『古代学研究 181』古代学研究会
- 竹田政敬 2003 「藤原京の宅地－班給規定と宅地の実相－」『橿原考古学研究所論集 第14』八木書店
- 張 蓉 2010 『先秦至五代成都古城形態変遷研究』中国建築工業出版社
- 礪波 護 1976 「中国の都城」『日本古代文化の探求 都城』社会思想社
- 礪波 護 1987 「中国都城の思想」『日本の古代9 都城の生態』中央公論社
- 豊田裕章 1998 「中国都城制に関する一考察－「宮」・「城」・「郭」という言葉を中心に－」
『網干善教先生古希記念考古学論集』網干善教先生古希記念会
- 豊田裕章 2007 「藤原京の京城と王城（國）との関わりについて」『古代文化 59-2』古代学協会
- 豊田裕章 2008 「中国における都城の概念の変化と日本の宮都」『古代東アジア交流の総合的研究』国際日本文化研究センター
- 中尾芳治 1995 「前期難波宮と唐長安城の宮・皇城」『難波宮の研究』吉川弘文館
- 中村太一 1996 「藤原京と『周礼』王城プラン」『日本歴史 582号』吉川弘文館
- 那波利貞 1930 「支那首都計画史上より考察したる唐の長安城」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』
- 奈良国立文化財研究所 1976 『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅰ』
- 奈良国立文化財研究所 1978 『藤原宮木簡Ⅰ』
- 林部 均 2004 「藤原京の『朱雀大路』と京城－最近の藤原京南辺の調査から－」『条里制・古代都市研究 20号』条里制・古代都市研究会
- 布野修司 2015 『大元都市－中国都城の理念と空間構造－』京都大学学術出版会
- 古内絵里子 2017 「儀礼空間としての都城の確立」『古代都城の形態と支配構造』同成社
- 本田二郎 1979 『周禮通釋』（原田種成 校閲）秀英出版
- 村田治郎 1981 『中国の帝都』綜芸舎
- 村元健一 2017 「日本都城制源流論」『都城制研究会例会資料』
- 王 世仁 2001 『王世仁建築歴史理論文集』中国建築工業出版社

出典

- 第1図：相原 2017e・小澤 2003・國下 2013・古代学協会 1994 を転載
- 第2図：相原 2013・2017d を転載・積山 2013b に加筆
- 第3図：相原 2018・2017a・積山 2013c を転載
- 第4図：布野 2015 を転載
- 第5図：応地 2011・布野 2015 を転載・筆者作成